松川町定例農業委員会議事録　第６回（９月）

１　開催日時　令和２年９月 23 日（水）　16：00　～ 17：30

２　開催場所　松川町役場　中会議室

３　出席委員　16 人

会　　長　　1番　松 下 敏 章

会長代理　　16番　北 林 秀 昭

委　　員　　2 番　塩 沢 澄 夫　3 番　中 平 文 幸　4 番　清 水 祐 一
5 番　古 谷 は る み　6 番　矢 沢 茂 徳　7 番　大 澤 美 子
8 番　松 下　守　9 番　北 沢 ひ ろ み　10 番　宮 島 善 英
11 番　松 下 正 美　12 番　松 脇　崇　13 番　大 場 健 彦
14 番　新 井 正 彦　15 番　宮 沢 和 文

４　議事日程

〈農業振興地域整備計画〉

議案第１号　農業振興地域整備計画の計画変更について

〈農地法〉

議案第１号　農地法第４条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第３号　農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

５　農業委員会事務局職員

係長 宮 島 公 香　　主事 塚 本　潤

６　会議の概要

（1）開会　－宮島係長　開会―

（2）会長挨拶　　－松下（敏）会長挨拶―

（3）議事録署名委員及び書記の任命

会長より　5 番 古谷 委員　　6 番 矢沢 委員　を指名

（4）議事

〈農業振興地域整備計画〉

議案第１号

農業振興地域整備計画の計画変更について

〇会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

〈農地法〉議案第２号 ８番と関連がありますので、同時に説明をさせていただきます。

議案第１号　１番　上片桐　１筆　295 ㎡　住宅

議案第２号　８番　上片桐　１筆　295 ㎡　使用貸借権　住宅

○清水委員説明

令和２年５月の農振協議会において承認され、先月許可を受けたものになります。住宅の向きが変わる為、計画変更の申請となります。

譲渡人と譲受人は親子関係であり、特に問題ないと思われます。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第１号は以上でございます。

〈農地法〉

議案第１号

農地法第４条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

１番　大島　１筆　246 ㎡　畑　車庫

○宮沢委員説明

申請地北側に自宅があり、現在は自宅敷地内に駐車場を設けておりますが、手狭な為、今回の申請となりました。特に問題ないと思われます。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。２番をお願いします。

○事務局

２番　大島　１筆　392 ㎡　畑　住宅進入路

〇北沢委員説明
令和２年５月の農振協議会でもご審議いただいた申請になります。現状は進入路となっておりますが、実際の地目は農地であるため、追認ではありますが、今回の申請となりました。
〇会長
ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。
【質問・意見なし】
〇会長
よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。
【全員挙手】
〇会長
全員賛成です。許可相当と認めます。議案第２号は以上でございます。

議案第２号
農地法第５条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について
〇会長
事務局より説明をお願いいたします。
〇事務局説明
１番　元大島　４筆　1,667㎡　田　資材置場・駐車場　所有権
〇松下（守）委員説明
申請者は、隣接地を既に資材置場として利用しておりますが、手狭となった為今回の申請となりました。譲渡人は高齢で、申請地も農地としての管理が難しい土地であることから、特に問題ないと思われます。
〇会長
ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。
【質問・意見なし】
〇会長
よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。
【全員挙手】
〇会長
全員賛成です。許可相当と認めます。２番をお願いします。

〇事務局説明
２番　元大島　１筆　595㎡　畑　住宅　使用貸借権
〇宮沢委員説明
譲渡人と譲受人は親子関係であり、申請地も譲渡人の住宅の隣接地です。特に問題ないと思われます。
〇会長
ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

〇会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

〇会長

全員賛成です。許可相当と認めます。3番ををお願いします。

〇事務局説明

議案番号4番と関連がありますので、同時に説明させていただきます。

3番　元大島　1筆　167㎡　駐車場　所有権

4番　元大島　1筆　527㎡　墓地　所有権

〇大場委員説明

3番については、現在もイベントの際は駐車場として利用されている農地で、追認での申請になります。4番については、樹木葬を作り、管理していきたいということです。3番、4番ともに譲渡人と譲受人は同じで、譲渡人は高齢で遠方であるため、所有権を移転したいとのことです。特に問題ないと思われます。

〇会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

〇会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

〇会長

全員賛成です。許可相当と認めます。5番をお願いします。

〇事務局説明

5番　生田　1筆　236㎡　畑　駐車場　所有権

〇松脇委員説明

令和2年5月の農振協議会でご審議いただいたものになります。町外の方ですが、隣接地の空き家を購入したが駐車場が手狭な為、今回の申請となりました。特に問題ないと思われます。

〇会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

〇会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

〇会長

全員賛成です。許可相当と認めます。6番ををお願いします。

〇事務局説明
6番　元大島　5筆　2,292㎡　田　店舗　賃借権
〇新井委員説明
譲受人は、申請地でドラックストアの事業展開をしたということで、今回の申請となりました。自治会説明や隣地の同意等も得ており、特に問題ないと思われます。
〇会長
ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。
【質問・意見なし】
〇会長
よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。
【多数挙手】
〇会長
過半数の賛成です。許可相当と認めます。3番ををお願いします。

〇事務局説明
7番　元大島　1筆　652㎡　畑　共同住宅　使用貸借権
〇大場委員説明
申請地南側は、既にアパートが建っており、もう1棟建てたいとのことで、今回の申請となりました。特に問題ないと思われます。

〇会長
ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。
【質問・意見なし】
〇会長
よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。
【全員挙手】
〇会長
全員賛成です。許可相当と認めます。9番ををお願いします。

〇事務局説明
9番　生田　12筆　4,775㎡　畑,田　残土処分場　賃借権
先月もご審議いただきましたが、県へ申請したところ、計画不十分ということで取り下げとなりました。その後、申請者と県の担当者と事務局で打合せを行ったところ、農地に戻す為の計画（造成後の分筆、耕土の調達等）の計画が具体的になっていない為、一時転用としての許可は難しいとのことでした。申請者は、残土処分場を確保したい為、一時転用ではなく、残土処分場として許可を取り、造成後の利用方法については、完成後に検討することとし、県の担当者からの指導を受けました。そのため、先月の定例会では一時転用としてご審議いただきましたが、今回の申請は、通常の農

地転用としてご審議いただければと思います。
○塩澤委員説明
何度もご審議いただきまして申し訳ありません。事務局からの説明のとおり、埋め立て後は耕地とする計画でしたが、埋め立てに時間がかかることもあり、今回の申請となりました。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○会長
ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。
【質問・意見なし】
○会長
よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。
【全員挙手】
○会長
全員賛成です。許可相当と認めます。議案第 2 号は以上でございます。

議案第 3 号
農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について
○会長
事務局より説明をお願いいたします。
○事務局説明
利用権設定（ 11 件）
所有権移転（ 3 件）
○会長
ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。
【質問・意見なし】
○会長
よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。
【全員挙手】
○会長
全員賛成です。許可相当と認めます。議案第 3 号は以上でございます。

(5) 協議事項
①委員からの協議事項

②事務局からの協議事項
・農用地等の利用の最適化に関する指針について
事務局:(資料参照)先月に確認していただいた指針について、決定したものになります。

この指針を元に、3年間活動したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

・農地の下限面積について

事務局：(資料参照）今年度、農地取得に係る下限面積の引き下げについてご協議いただきたいと思います。6月の定例会では、長野県全体の各市町村の下限面積一覧をお出ししましたが、飯田下伊那管内の市町村の下限面積一覧を示してありますので、ご意見いただければと思います。

③営農支援センターから

事務局：(資料参照）新規就農者の確保の取組み、新規就農者支援について、新規就農者状況、松川町のサポート体制について説明。住居の確保(農家住宅)や経営の安定（運転資金、販売先の確保、中古農機具)、農地の確保等が課題として挙がっております。

（6）閉会　　―宮島係長　閉会―

以上会議の経過を記録し、相違ないことを証するため署名押印する。

5番 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

6番 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印